

# 陳祥道の「論語全解」に関する一考察

高橋 明郎

## 一

陳祥道、字用之は、慶曆二年（一〇四二）<sup>(1)</sup>に生まれ、元祐八年（一〇九三）に没した。彼は、福州の人で、主に、北宋の神宗朝から哲宗朝にかけて活動した儒者である。「宋史」儒林伝（卷四三二）に、簡単な伝があり、次のように言っている。

祥道、字用之。元祐中、為太常博士、終秘書省正字。

所著礼書一百五十卷、与賜樂書並行于世。<sup>(2)</sup>

治平四年（一〇六七）の進士で、「宋史」にいう太常博士のほか、国子監直講等を務めた。官位は終世高くはなかつたが、幾つかの著述をし、一応の評価を得ていた。

彼の著書としては、「礼書」<sup>(3)</sup>（「礼図」ともいう）百五十卷、「註解儀礼」三十二卷<sup>(5)</sup>、「詩」「書」の解、「礼例詳解」十卷、「論語全解」十卷があるが、今日では、「礼書」と「論語全解」しか伝わらない。

彼は、特に礼学者としての評判が高く、右に挙げた著述

の中でも、彼が二十年の研鑽によって書いた「礼書」が最も高く評価されている。これについては、「：嘗著礼書、近臣以聞哲宗、詔尚書給筆札鈔録。」<sup>(6)</sup>（「宋元学案補遺」卷九八）といわれており、朱子も、「：陸解多杜撰、亦煞有好处、但簡略難看。陳祥道礼書、考得亦穩。」<sup>(7)</sup>（「朱子語類」卷八五）と称している。

小論で取り上げる「論語全解」は、言うまでもなく、「論語」全卷の注釈書であるが、「無求備齋論語集成」に収める「論語全解」巻一標題下には、

左宣徳郎充館閣校勘太常博士賜緋魚袋陳祥道

とある。彼が太常博士となるのは元祐四年（一〇八九）であり、館閣校勘となるのは元祐七年（一〇九二）であつて、彼の没するのは翌元祐八年（一〇九三）であるから、この書は、彼の晩年の著述である。<sup>(8)</sup>

ところで、前に述べたように、礼学で名のある彼にとつては、この書は、やや畑違いのものであつたであらうが、

「有論語解、行於世」(宋・梁克家「淳熙三山志」卷八)<sup>(9)</sup>といわれ、また、「紹聖後皆行於場屋、為當時所重」(晁公武「郡齋讀書志」卷四)といわれているように、宋代においては、ある程度の評価を得ていたようである。

この書の内容についての従来の見方は、次の三点に集約される。

(i) 陳祥道は礼学に長じていたので、礼に関する限り、注釈は立派である。

祥道長於三礼之学。所作礼書、世多称其精博。故詮  
釈論語、亦於礼制最為明晰。(「四庫全書總目提要」  
經部・四書類・「論語全解」の項)

(ii) 礼以外の注釈は、従前の注釈法を逸脱しており、賞讃するに当たらない。

惟其學術、本宗信王氏。故往往雜摭莊子之文、以作  
証佐、殊非解經之体。(同上)

(iii) 王安石の論語解釈を知る上で貴重である。  
(後述)

以上三つの評価は、ほとんど現在にいたるまで受け継がれてきており、例えば、昭和十二年春陽堂刊の「論語の文献・註釈書」の中の、「論語全解」の解題も、この三点をあげている。<sup>(10)</sup>

(i) についてみると、陳氏の礼学は、「四庫全書總目提要」の「礼書」の項に、「其中多摭擊鄭学」と言うように、旧来の注に異を唱えることの多い性格のものであったようだが、そのことは、「論語全解」からは、あまりうかがえない。しかし、例えば、郷党篇では、本文に述べられる孔子の行動に当てはまるような三礼の文を、逐一引いて証する等、礼經に該博な知識を持っていたことはわかるし、他の諸篇の注釈でも、三礼を引くことが少なくない。<sup>(11)</sup>

次いで(ii)について述べると、「論語全解」では、道家の書からの引用がかなり見られる。それは、独り「莊子」のみではなく、「老子」「列子」等からも引用される。しかしながら、この事をもって、直ちに陳祥道の道家思想への共鳴を示す証とはしない。<sup>(12)</sup>「論語全解」には、「荀子」や「揚子法言」といった、これまでの注釈書で、殆ど引かれることのない書が引用され、その程度は、「老子」や「莊子」の場合と同様である。したがって、引用典拠の範囲を、諸子の面に大きく広げすぎず、特に道家思想に近いとすることはできない。とはいっても、こうした、道家の書物の引用が、經書解釈の形の上で異質であるのは確かであり、先人が、この点を取りあげて非難する理由は、十分首肯できる。

以上の二点については、このように、私としては、格別問題とするに当たらぬように思う。

しかし、(iii)の点については、疑問に思う所があり、それを小論では問題としたい。

## 二

さて、(iii)のような評価は、一体何に拠って、成り立っているものであろうか。そのことを、まず見ておく必要がある。

陳祥道は、「宋元学案」では「荆公新学略」に入れられているように、王安石系統の学者とされているが、それは後述するように、おそらく晁公武の「郡齋讀書志」に拠ったものである。ただ、この両者の関係について述べた資料は、はなはだ少なく、今は、わずかに二つしか見ることができない。以下、それぞれについて、検討してみる。

一つは、「淳熙三山志」卷八（公廨類、廟学）に見える、祥道、字用之。博学尤精於礼。嘗著礼書、王安石以聞、詔尚書給筆札以進、除国子監直講、遷館閣校勘、兼太常博士。

である。この記事は、「宋元学案補遺」卷九八にも見えるが、この「王安石以聞」は、前に引いたように、「宋元学案補遺」では、「近臣以聞哲宗」となっており、したがっ

て、王安石との関係が確かに有ったかどうか、これだけでは、わからない。ともあれ、「淳熙三山志」の記載からは、王安石が陳祥道の著書に注目したということがわかるだけで、そこに師承関係があったか否かは、確定できない。もう一つは、晁公武の「郡齋讀書志」で、その卷四にい

う、  
王介甫論語解十卷、王元沢口義十卷、陳用之論語十卷、  
右皇朝王安石介甫撰。并其子雱口義、其徒陳用之解、  
紹聖後皆行于場屋。或曰、用之書、乃鄒浩所著、託之用之云。

である。この一条から、後人は、あるいは、

荆公嘗自解論語、其子雱又衍之、而成于祥道。長樂陳氏兄弟、深于礼案。至今推之、乃其得荆公之伝、則独在論語。…況荆公父子之論語不伝、而是書独存、亦已幸矣。（「宋元学案」卷二四）

といい、あるいは、  
梓材謹案、晁氏讀書志本云、王介甫撰論語解、其子雱作口義、其徒陳用之作解、則先生実荆公之門人也。

（「宋元学案補遺」卷九八）  
と断じている。

ここにいたって、われわれは、二つの問題に当面するこ

ととなった。その一つは、陳祥道は、はたして王安石の門下であったろうか、という点であり、いま一つは、「郡齋讀書志」の記載から、「論語」解釈の継承を認定してしまつてよいか、という点である。

「宋史」や「東都事略」の記載には、陳祥道が王安石の門下にあったということが、全く見られない。「宋元学案補遺」が、陳祥道を、「実荆公之門人也。」としている、その拠りどころは、上述の「郡齋讀書志」の記載のみなのである。

晁公武は、宋人であるから、「郡齋讀書志」は、宋代の実情を伝えたものとして、信用できると思われるが、そこでは、なお、疑問が残るのである。

「郡齋讀書志」では、「皆行於場屋」と言っているように、王安石の「論語解」、王雱の「論語口義」、陳祥道の「論語(解)」の三書は、もともと、独立した書物であり、それが同時に行われていたものようである。しかし、それが、「宋元学案」にいたると、王安石の書がもとのもので、王雱がそれを敷衍し、さらに陳祥道が手を加えて完成したものとされている。

では、「郡齋讀書志」の記述から、「宋元学案」のような結論を出すことは、可能であろうか。「郡齋讀書志」は、

この三書を并記しているから、そこに、何らかのつながりを認めているのは確かである。しかし、そのつながりは、「其子」「其徒」で示される、この三人の人物関係かもしれないし、単に、場屋に行われたのが同時である、というだけの関係かもしれない。それに対して、「宋元学案」では、この三者の間に、論語解釈に関わる学説の伝承関係を明確に認めているのである。したがって、「宋元学案」の記載は、「郡齋讀書志」一書に拠るだけでは、導き出せないことになる。

それでは、「宋元学案」は、「郡齋讀書志」以外にも、何か、別の資料に拠っているのであろうか。その可能性は、まず、無いといつてよい。「宋元学案」に記載されている、「謝山陳用之論語解序」では、次のようにいつている。

荆公六芸之学、各有伝者。考之諸家著録中、耿南仲・龔深父之易、陸佃之尚書・爾雅、蔡卞之詩、王昭禹・鄭宗顔之周礼、馬希孟・方懿・陸佃之礼記、許允成之孟子、其淵源具在。而陳祥道之論語、鮮有知之者。但見於昭德晁氏讀書志而已。(傍点筆者)

これによると、陳祥道の「論語」解釈が、王安石のそれを伝えたものであるという事については、「郡齋讀書志」以外に拠りどころはないようである。そして、これまで、

既に述べてきたように、「郡齋讀書志」のみから、「宋元学案」のような結論を引き出すには、無理があった。となると、「宋元学案」の認める、陳祥道と王安石との間の、学説の伝承関係を、そのまま肯定することには、問題があると考えざるを得ない。

私は、これまで、「宋元学案」が学説の伝承関係を認定している過程に、疑問を呈しているだけであって、これだけでは、「宋元学案」の結論そのものについて否定することはできない。学説の伝承があったという可能性は、まだ残っている。

今、仮に、学説の伝承関係を認めるとしても、そこには、次のような問題が、なお、生じてくるのである。王安石―王雱―陳祥道という伝承関係があったとすると、王安石と陳祥道の間には、王雱が介在しており、王安石と陳祥道との間に、直接の伝承関係があったかどうかという点で、なお問題が残されている。現在、王安石・王雱の二人の書が伝わらないので、その内容は確定できないが、王雱の書は、「経義考」卷二一三に引かれている陸游の言によると、覚え書き程度のものであったらしい。

陸游曰、元沢之歿、詔求遺書。荆公視篋中、得論語孟  
子解。皆細字書於策之四旁。遂以上之。然亦非成書

也。

ところが、現在の「論語全解」は、内容がかなり多い。したがって、それは、陳祥道による増補がなされた結果であろう。「其子雱又衍之、而成于祥道」という「宋元学案」の表現は、あるいは、そうした状況を伝えているのかもしれない。このような敷衍、増補の過程で、王雱・陳祥道の二者が、どれだけ王安石の学説を尊重したかは、わからず、逆に、王安石の解釈が、改められたかもしれないのである。

以上述べてきたように、現在の「論語全解」が、王安石の解釈を伝えるものとする(画)のような評価は、そのままには首肯できぬように思われる。

そこで、「論語全解」の解釈と、現存する王安石の「論語」解釈とを、具体的に、検討してみることにする。

### 三

前述の如く、王安石の論語に対する解釈は、まとまった形では残っていない。したがって、他の資料から、それがうかがえるものを拾うしかない。その場合、「論語全解」において示される解釈と比較検討できるものに限ることとすると、以下の数条が、とり上げられることとなる。ここでは、王安石の解釈を①、「論語全解」のそれを②として

示す。

(イ)哀公問曰、弟子孰為好學。孔子對曰、有顏回者、好學。

不遷怒、不貳過。…(雍也篇)

①孔子曰、有顏回者、好學。不遷怒、不貳過。…不遷怒者、求諸己。不貳過者、見不善之端而止之也。(「臨

川集」卷六六、礼楽論)

②思屬土、怒屬水。水可以勝土、故怒可以勝思。不遷怒、則犯而不校者也。不貳過、則知不善未嘗復行者也。(卷三)

③は、五行思想に結びつけた解釈をしているが、兩者の間に、特に異った説があるわけではない。もともと、この章は、異説の立ちにくい所である。

(ロ)子曰、知者楽水、仁者乐山。知者動、仁者靜。知者楽、仁者寿。(雍也篇)

④故曰、仁者乐山、智者楽水。山者、靜而利物者也。

水者、動而利物者也。其動靜則異、其利物則同矣。

曰、仁者寿、智者楽。然則仁者不楽、智者不寿乎。

曰、智者非不寿、不若仁者之寿也。仁者非不楽、楽不

足以尽仁者之盛也。(「臨川集」卷六七、仁智)

⑤応物而利之者、水也。附而育焉者、山也。智者楽水、故動、仁者乐山、故靜。…然動者非不靜也、靜者非不

動也。智者非不寿也。然知者之寿、不若仁者之盛。仁者寿則楽、不足以言之也。…(卷三)

この兩者は、特に、後半部分が、よく似ている。言葉の用い方など、細かい点で差が無いわけではないが、ほど同義といってよい。さらに付け加えれば、この、仁者が不楽であるか、智者が不寿であるか、という議論は、注疏等、他の注釈書では、問題にしていな点についてのものである。それを、この兩者が、ともに取り上げていることは、兩者の間に、何らかの関りがあることを、暗示するものといえよう。

(ハ)子曰、民可使由之、不可使知之。(泰伯篇)

⑥或曰、王介甫以為不可使知、盖聖人愚民之意。…

(「朱子語類」卷三五)

⑦聖人制行、以人不由己。讓道以己不以人。以人不由己、故礼方而卑。所以広業而其仁顯。以己不以人、故智円而神。所以崇徳而其用蔵。顯故民可使由之、蔵故不可使知之。易曰、百姓日用而不知。孟子曰、終身由之而不知其道者、衆矣。是也。惟其不知、故不可使知之。…(卷四)

⑧の解釈は、民は知る力のない者、愚かな者とする、いわゆる「愚民政策」の考えに立つものである。

④は、傍線を施した部分が、幾つかの典拠を用いている。そのため、わかりにくいので、まず、それを挙げておく。

- (i) 是故聖人之制行也、不制以己……〔礼記〕表記)
- (ii) 是故君子議道自己、而置法以民。(同上)
- (iii) 夫易、聖人所以崇德而広業也。知崇礼卑、……〔易経〕繫辭伝上)
- (iv) 是故著之徳、円而神。(同上)
- (v) 仁者見之謂之仁、知者見之謂之知、百姓日用而不知。故君子之道鮮矣。顯諸仁、藏諸用、鼓万物而不与聖人同憂。(同上)

これらの典拠により、破線部を考えると、「道の働きは、一面で」その効用を内に秘め、人に悟らせない。そのため、民に知らせることはできない。「易経」に、「一般の人は、毎日、その道を用いていながら、それを知らぬ」とあり、「孟子」に『一生、それによって生きていながら、道を知らぬ者は多い』というのは、このことを言っているのである。道は、このように、偉大で、その働きが知れない。だから、(民に)知らせることはできないのである。「ということになる。これは、④の「愚民」による解釈とは異なるようである。

もっとも、道の偉大さを知り得ぬこと自体を「愚」と考へることも、可能ではある。しかし、前の(v)に引いた繫辭伝にあるように、「仁者見之謂之仁、知者見之謂之知」で、仁者や知者すらも、道の全貌を知り得ないのであり、「不与聖人同憂」で、聖人でも道に及ばないのである。となれば、道の偉大さを知り得ないことをもって、「愚」とすることはできぬはずである。

したがって、ここでは、陳祥道は、王安石と異なる解釈を、立てているのである。

(二)魯人為長府。閔子騫曰、仍旧貫如之何。何必改作、……(先進篇)

④王氏曰、改作、勞民傷財。在于得已、則不如仍旧貫之善。(論語集註)卷六)

⑤魯人為長府。于利則不百、于功則不十、特傷財勞民而已。(卷六)

ここでは、両者の解釈に、特に差異は見られない。しかし、もともと、この章には、異説がなく、ここでの類似は、とりたてて問題にするほどのことは無い。

(六)子曰、巧言乱徳、小不忍、則乱大謀。(衛靈公篇)

⑥……曰、忍字有兩説。只是一意有忍有濟。王介甫解作強忍之忍、前輩解作慈忍之忍。(朱子語類)卷四五)

⑤：小不忍、則優柔不斷、故乱大謀。：盖持狐疑之慮者、無過人之略。懷隱忍之心者、曲必成之功。：書曰、必有忍其乃有濟。(卷八)

④の「強忍」というのは、「つとめる」こと。「国語」(楚語・下)に「強忍犯義」というのと、同じ使い方である。つまり、「小さいことに努めなければ、大きな事は成し得ない。」という解釈である。「慈忍」の方は、よくわからない。いづれにせよ、ふつうは、この章の「忍」の字は、「耐え忍ぶ」と解しており王安石の解釈は、それとは、やや異ったものとなっている。

一方、⑤の方では、「小不忍則優柔不斷」という文からは、「忍」をどう把えるかはつきりしないが、「懷隱忍之心者」の「隱忍」とは、本心を秘めて、こらえ忍ぶという意味である。また、引用されている「書経」の文の「有忍」も、「しのぶ」意味である。つまり、ここで、陳祥道は、オーソドックスな解釈を述べていることになる。

となると、ここでも、両者の解釈に、食い違いが見られるのである。

#### 四

以上、五つの例について見てきた。このうち、(イ)(ロ)の二者では、王安石と陳祥道との、解釈の間に、差異はなか

った。しかし、(イ)、(ロ)の二つは、もともと、異説があまりない章であり、他の種々の注釈書と比較してみても、これらの章では、類似することが多い。したがって、王安石と陳祥道との注釈の間に、繋がりを見出そうとする場合、異説の出易い章での類似こそ、注目すべきであろう。

その意味では、(ロ)における両者の解釈の類似には、意義がある。この章も、異説の多い章ではない。しかし、ここでは、王安石と陳祥道の両者が、ともに、「仁者は「寿」だけで、「楽」ではないのか、知者は「楽」だけで、「寿」ではないのか、という、他の注釈では注意されなかった問題を考えている。たとえば、朱子の「論語集註」は、「動而不括、故楽。静而有常、故寿」といい、古注は、「鄭曰、知者自得得其志、故楽。包曰、性静者多寿考」といって、論語本文の解釈にとどまり、この問題には、触れていない。王安石と陳祥道の両者が、特に、この問題に言及しているのであるから、これによって、晁公武が「郡齋讀書志」で述べた、三学者の関係が、一応首肯できることになる。

しかし、このような章が有る反面、陳祥道の解釈には、王安石の考えと異なる部分が含まれていること、(ハ)や(チ)の例が示すとおりである。



例えば、(イ)などは、いろいろな解釈の可能性を含む章である。もし、「論語全解」が、王安石の説を伝えるものであるならば、こうした章にこそ、一致が見られなければならないはずである。そこに類似が見られないとしたら、両者が、はたして、「論語」解釈を伝承する関係にあったかどうか、極めてうたがわしいとしなければならぬ。

前に述べたように、王安石の書をうけついでとされる王雱の書は、覚え書き程度のものであったらしく、それを、さらに継承・増補していったという意味で、「荆公嘗自解論語、其子雱又衍之、而成于祥道。」といわれたのであるが、それは、結果からみれば、王安石の説を忠実に敷衍する作業ではなかったようである。単なる敷衍であったならば、もとの核(即ち、王安石の解釈)は、残っているはずである。しかし、その核が、忠実に伝えられていったとは、どうも、考え難い。それは、王雱が手を入れた段階で、すでに歪められていたのか、あるいは、陳祥道が「論語全解」を作るに当たり、意に適った部分のみ引いて、あとは捨ててしまったのか、その辺の事情は、今となってはわからない。

しかし、現在の「論語全解」が、王安石の考えを忠実に祖述したものでないことは、証明できたように思う。

なお、付言すれば、「四庫全書総目提要」の解題に、「閑雅之乱」の章(泰伯篇)の解釈を例にひいて、「此類俱不免創立」と言っているように、「論語全解」には、いわゆる「新義」が、しばしば見られる。そして、この「新義」は、周知のように、王安石の経学の性格の一つであった。そうして、これは、また、北宋後半から顕著となった、経書解釈の一風潮でもあり、この点をもって、王安石と陳祥道との伝承関係を示す証としてはならないであろう。

## 五

小論の意図したことは、陳祥道の「論語全解」と、王安石の「論語」解釈との、伝承の関係が、はたして、あったか否かを確認することであった。その結果、上述したように、一部には王安石の解釈を伝える所があるとはいえ、他方では、王安石の考えと異なる部分をも含んでいることが明らかにになった。

前掲の「論語の文献・注釈書」に見られる、この書の解題で、「幸にして陳祥道の論語全解が存在する為に、前二者(王安石と王雱・筆者註)の所説、殊に王安石の論語解の内容が多少なりとも髣髴しうる。」<sup>切</sup>といっている。しかし、「多少なりとも」とは、いったいかなる程度であろうか。どこが王安石の解、どこが王雱・陳祥道の解である

かの区別が明示されないかぎり、「論語全解」の中に、一体、どれほど王安石の学説が保存されているかは、明言できなからう。

したがって、「宋元学案」の言うような、この書が存在する故に、王安石の解が知り得るといふ事も、はたして、どの程度の意味であろうか。

現在の「論語全解」から王安石の解釈を知ることが不可能であり、これまでの、この書に対する評価の一部は、修正されなければならないであろう。

#### 註

(1)彼の生年については、「淳熙三山志」巻八(公解類・廟学)に、「卒、年五十二」とあるのに拠ったが、皇祐五年とする説もある。

(2)祥道の弟に、陳安道、陳暘(字晋之)がある。暘については、「宋史」巻四三二に伝がある。安道は、「淳熙三山志」巻二六(人物類・科名)に名が見える。また、王文公(洙・字原叔)の婿であつたらしく、「一女、適太常博士陳安道」と、歐陽脩の「翰林侍読学士王公墓誌銘」(文忠公集巻三二)に見える。

(3)彼の伝は、この他、王稱の「東都事略」(巻一一四)「淳熙三山志」(巻八)に見える。

(4)「淳熙三山志」巻二六人物類の記事による。

(5)「四庫全書総目提要」の引く、李廌の「師友紀談」では、「儀

礼説、六十余卷」とある。しかし、「宋元学案補遺」の引く、范祖禹の「進書劄子」では、「注解儀礼為三十二卷」と言う。

(6)陸は、陸佃(字農師)。游の祖。「礼象」「礼後伝」等を著し、やはり礼学で有名であった。「宋元学案補遺」巻九八に「朱子曰、如陸農師礼象、陳用之礼書、亦甚該博。陳氏勝陸氏。」と述べている。陸氏の礼学に対して、神宗は、「自王鄭以来、言礼未有如佃者」と言ったという。(「宋史」巻三四三)それを波くどされたのが、陳祥道の「礼書」である。

(7)「礼書」については、「四庫全書総目提要」(經部礼類四)の解題のほか、晁公武の「郡齋讀書志」(後志巻二)や、陳振孫の「直齋書錄解題」、李燾の「統志通鑑長編」にも記事がある。

(8)太常博士になった時期は、「郡齋讀書志」は元祐初、「師友紀談」は元祐八年とする。このことについては、余嘉錫の「四庫提要弁証」巻一(經部一)の「礼書」の項に詳しい考証があるので、参照されたい。

(9)小論では、静嘉堂文庫所蔵のものを利用した。

(10)この書は、高田真治博士の著であるが、この部分は、市川安司氏の手になるものである。

(11)「論語全解」では、邢昺の注疏などと比しても、他の典籍を引用して経文を証すること、極めて多く、それが一つの特色となっているように思う。就中、三礼の引用は最も多く、このことも、礼経についての該博さを示していると考えられよう。

(12)前掲の「論語の文献・註釈書」では、「その間に発見されるものは儒道二家の融合といふよりも寧ろ二者の混雑である。」と

いう。(p 178)

(13) この部分についても、「四庫提要弁証」の「礼書」の項に考証が有る。

(14) 「宋史」芸文志に「論語全解」の名は無いが、王安石の「通類」一卷、王雱の「解」十巻を録している。「通類」は、巻数から見て、晁公武の言う「論語註」とは、別のものであるう。尤袤の「遂書堂書目」では、雱の著書を、やはり「解」としている。また、「宋会要輯稿」(崇儒)では、雱の著を「論語義」としている。なお、「宋史」芸文志は、「不知作者」として、「口義」という書を載せている。

(15) 鄭浩云云については、「四庫全書総目提要」が、「論語全解」の解題で、既に否定している。鄭浩の書については、朱彝尊の「経義考」巻二一三に記事が有るので参照されたい。

(16) ここでは、祥道と暘のこと。暘に「菜書」がある。

(17) 王雱の「論語口義」に關しては、王応麟の「困学紀聞」巻七に、「上蔡論語解、引元沢云、教之化民也深於命、民之効上也捷於令、本史記趙良之言。」とある。なお、「経義考」巻二一三も、この記事を引く。上蔡は謝良佐(顯道)。

(18) 衛靈公篇の言。

(19) 泰伯篇の言。

(20) 「論語全解」は、テキストによって、極めて異同が多く、テキスト各々一長一短があって、定本を決め難い。小論では、基本的に、静嘉堂文庫所蔵の文瀾閣伝抄本に拠ったが、他に、「無求備齋論語集成」、「四庫珍本叢書」所収のものを参照し

た。

(21) この二句は、静嘉堂文庫本では、「静者非不寿也。寿者非不動也」とするが、意味が通じ難いので、「四庫珍本叢書」により改めた。

(22) 尺心上篇。

(23) 「論語全解」は、今挙げた二句を直接引いてはいないが、繫辭伝(V)の文の一部を引用している以上、この二句の意もふまえた上での説と見るべきであろう。

(24) 静嘉堂文庫本は、者は也に、曲は無に作る。いずれも、「四庫珍本叢書」「無求備齋論語集成」によって改めた。

(25) 君陳篇。

(26) 古注に、「為人君長、必有所含忍、其乃有所成」とある。

(27) p 176